

# 熊本県公報

号外 第 4 5 号  
平成 27 年 11 月 24 日 (火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

- 訓 令  
○熊本県氷川ダム操作規程の一部を改正する訓令…………… (河川課) 1

## 訓 令

### 熊本県訓令第 2 3 号

本庁各部 (公室・局) 課 (センター)  
各 地 方 出 先 機 関  
熊本県氷川ダム操作規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 2 7 年 1 1 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県氷川ダム操作規程の一部を改正する訓令  
熊本県氷川ダム操作規程 (平成 2 2 年熊本県訓令第 4 2 号) の一部を次のように改正す  
る。

第 1 0 条中「畑地」を「水田」に改める。

別表を次のように改める。

別表 (第 2 1 条関係)

期 間	水 量
6 月 2 1 日から 8 月 3 1 日まで	毎秒 3 . 7 5 立法メートル
9 月 1 日から 9 月 3 0 日まで	毎秒 2 . 9 6 立方メートル
1 0 月 1 日から 1 0 月 1 0 日まで	毎秒 3 . 1 5 立法メートル
1 0 月 1 1 日から 1 0 月 2 0 日まで	毎秒 3 . 1 6 立方メートル
1 0 月 2 1 日から 1 1 月 1 0 日まで	毎秒 1 . 6 6 立方メートル
1 1 月 1 1 日から 1 2 月 3 1 日まで	毎秒 2 . 1 2 立方メートル
1 月 1 日から 4 月 1 5 日まで	毎秒 2 . 0 1 立方メートル
4 月 1 6 日から 5 月 3 1 日まで	毎秒 2 . 5 6 立方メートル
6 月 1 日から 6 月 1 0 日まで	毎秒 2 . 3 7 立方メートル
6 月 1 1 日から 6 月 2 0 日まで	毎秒 3 . 7 6 立方メートル

### 附 則

この訓令は、平成 2 7 年 1 1 月 2 5 日から施行する。